

# 平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月19日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第10号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件(議案第11号)	8
○日程第6、専決処分の承認を求めることについて(議案第12号)	9
○日程第7、一般質問	10
○議長のあいさつ	19
○管理者のあいさつ	19
○閉会の宣告	20

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第23号

平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成15年11月19日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成15年12月19日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成15年12月19日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君		
3 番	滑	川	光	彌	君	4 番	田	原	教	善	君		
5 番	吉	岡	修	二	君	6 番	大	曾	根	英	明	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	小	寺	由	香	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君		
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君		
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君		

不応招議員 (なし)

## 平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成15年12月19日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成15年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）

日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第11号）

日程第6、専決処分の承認を求めることについて（議案第12号）

日程第7、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君		
3番	滑	川	光	彌	君	4番	田	原	教	善	君		
5番	吉	岡	修	二	君	6番	大	曾	根	英	明	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君		
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君		
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利	仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君	
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	田	中	浅	男	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	中	河	渡	君	事務局次長 兼総務課長	金	子	久	夫	君	
業務課長	森	田	進	一	君	建設課長	新	井	邦	男	君
建設課 主席主幹	紫	藤	清	君	管理課長	杉	田	泰	明	君	
水処 センター 所長	吉	田	文	夫	君						

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄	書記	高	山	淳
書記	宇	津	木	優	明			

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時03分)

○議長(田原教善君) 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長のあいさつ

○議長(田原教善君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては年末何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席をいただきましてここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でありまして、心から御礼申し上げます。

本日は、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。



### ◎管理者のあいさつ

○議長(田原教善君) 管理者にごあいさつをお願いしたいと思います。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の極めてご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3四半期を終えようとしておりますが、普及率向上を図るため、脚折第1幹線並びに鶴ヶ丘幹線工事を引き続き実施しているほか、面整備工事も順調に進捗しております。また、各種下水道事業につきましてもおおむね順調に進んでいるところでございまして、ひとえに議員各位のご指導、ご理解、ご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件のほか2件でございますが、いずれも本組合運営上重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(田原教善君) ありがとうございました。

---

◇

◎議事日程の報告

- 議長（田原教善君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。  
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

---

◇

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田原教善君） ただいまから本日の議事に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、  
14番 藤 原 建 志 議員  
1番 森 田 正 男 議員  
を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

- 議長（田原教善君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。  
よって、平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

◎諸報告

- 議長（田原教善君） 日程第3、諸報告をいたします。  
監査委員から、平成15年8月から10月分に係る現金出納検査結果の報告及び平成15年度定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
続きまして、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第10号 平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、一般職職員の人件費について、歳入歳出それぞれ1,473万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億8,846万4,000円にしようとするものであります。一般職職員の人件費につきましては、人事院勧告に準じて給与改定等を実施するとともに、必要経費についての調整措置を行うものであります。

なお、歳入といたしましては、構成市等負担金により収支の均衡を図った次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。1点だけ質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の削減、それが中心になっているということでございます。構成市両方の議会でも人事院勧告に基づいて一般職員の方々の給与等も削減が行われてしまっているところなんです。例えば、鶴ヶ島市においては、市の職員の組合がございまして、そこで一定度職員の方々は討議をしたりという場所があるわけですが、意見を言ったりする場所が。私は、基本的には人事院勧告で公務員の給与を引き下げるとというのが、本給についてはここ2年ということですが、期末手当についてはもう5年連続で行われているわけなんです。そして、一般の企業の民間の労働者の給与は、公務員の給与がこうだからということが一定度の目安になって切り下げられていきます。そして、その次の年にはまた民間の状況がこうだからということで人事院勧告が来るということで、非常に働く者たちにとってはその悪循環の中で毎年毎年切り下げられてしまうという状況になるのではないかと。そういうことに対して鶴ヶ島市の職員さんも了解をしたということで議会の中でも賛成をせざるを得ないわけですが、こういった事務組合の中では職員さんはどのように、これを一方的に通達を受けて坂戸市に倣ってということで一方的に納得をさせられてしまうのか、それともどんな意見を言ったりする場があるのか、それについて1点だけお伺いいたします。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

去る11月の17日でございますが、当職員の中にもございますので、坂戸市自治労の関係と今回の人事院



勧告の件につきまして協定を結んでございますので、それにのっとりまして今回は引き下げたという形でございます。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 8番、小寺議員。

○8番（小寺由香子君） どのようにして引き下げたかということではなくて、給与が下がるということはやっぱり職員の士気にかかなりの影響を及ぼすものだと思うので、職員の方々がそれに対して質問をしたり意見を言ったりする場があるのかどうかということでお伺いしていますので、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

当組合の職員につきましては職員組合等はございませんので、互助会組織でやってございます。給与につきましては坂戸市に準ずる形での給料体制になってございまして、基本的には坂戸の職員組合等の合意をもとに組合の方も合意するという形で今まで進められてきております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者、お願いします。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

す。

現下の厳しい社会経済情勢と諸般の事情を勘案いたしまして、議会の議員、管理者、副管理者、収入役の期末手当の支給割合を0.25月分引き下げ、期末手当の総支給割合を4.40月分とし、6月期と12月期の2回の支給割合を変更しようとするものであり、実施時期といたしましては、平成16年1月1日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（田原教善君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第6、専決処分の承認を求めることについて（議案第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者、お願いします。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第12号 専決処分の承認を求めることについて提案の理由を申し上げます。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例について緊急に改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年12月1日本条例の一部改正を専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により、本議会においてその承認をお願いしようとするものであります。

人事院は去る8月8日に国会及び内閣に対して2年連続で月例給の引き下げを行い、さらに昨年1年間の民間の支給割合に見合うよう期末勤勉手当を0.25月引き下げるとともに、扶養手当の引き下げ等の勧告を行いました。また、年間給与で実質的な均衡を図るために、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本

として12月期の期末手当で減額調整しようとするものであります。これを受けて政府は、9月16日に勧告どおり改定することを閣議決定し、10月10日に給与関係の改正法律が国会において可決成立しております。

本組合におきましては、構成市等の厳しい財政状況を踏まえ、慎重に検討いたしましたところ、従来どおり人事院勧告を尊重するとともに、基本的には国、県及び構成市に準じて実施することとした次第であります。

内容について申し上げますと、一般職職員につきましては、国家公務員に準じて職員の給料表の引き下げを行うこととし、1人当たりの平均給与改定率はマイナス1.07%、平均年額給与改定額は約20万円の減額となり、その条例の施行による単年度当たりの給与改定に伴う削減額は総額で約976万円になるものと見込んでおります。

なお、実施時期といたしましては、給料表の改正につきましては本年12月1日より適用をさせていただき、調整手当、通勤手当の改正等につきましては平成16年4月1日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。

○議長（田原教善君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） なしということで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



### ◎一般質問

○議長（田原教善君） 日程第7、一般質問を行います。

通告者は3人です。

順次質問を許します。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島であります。通告に従いまして一般質問を行います。

質問第1、公共下水道浅羽第1幹線に関する問題であります。この浅羽第1幹線3,400メートルの集水

区域の範囲は、ご存じのとおり、鶴ヶ島市の上中新田及び下新田、そして浅羽七、八区、さらに浅羽の水田地帯、花影町、中富町の一部の区域280ヘクタールを集水区域といたしております。昔より下新田、浅羽にかけましては、畑地帯のくぼ地が自然水路となりまして、水田地帯は排水路となって、明治4年つくられました公図では、おおむね幅1間の水路でありましたが、昭和52年、本組合におきましてこの水路をコンクリート柵渠工事をいたしました。この浅羽第1幹線の持つ機能は、基本的にはこの自然水路、地元では水堀と呼んでおりますが、水堀の代替機能としての公共下水道であると思っております。

この代替機能を持った浅羽幹線水路は、平成7年から3,400メートルの計画で今日まで9年間、約1,700メートル、9億円の費用で整備されたのであります。いよいよ本年は浅羽集落部に入りまして、県道日高一川島線の部分の工事も近いうちにトンネル推進工法として行われる予定になっております。県道日高一川島線の上流部分における1,700メートルの今後の計画を見ますと、浅羽集落におきましては、従来の水路のとおりに沿いまして一部トンネル工法を進め、さらに上流の畑作地帯1,500メートルから鉄砲道に至るまでにおきましては、大きなコンクリート管1,800から2,000の人孔、人の通れるような巨大なトンネル工法が予定されておるのであります。トンネル推進工法は、メーター当たり100万から150万ぐらいかかるというふうに聞いておりますが、今日までの開渠工法ではメーター当たり約35万円程度ということで、約5倍の経費が必要と思われまゝ。補助枠も今日までの状態ですと厳しい状態でありまゝから、これから推測いたしますと数十年の長年月が予測されるために、今後ルートの変更も含めた見直しを図るべきと思ひますが、いかがでしょうか。

質問第2、終末処理場の運転管理に関する節減合理化に関する問題であります。本組合におきましては、北坂戸及び石井の2カ所におきまして終末処理場がありまして、実際の運転管理一切民間委託しておりますが、約5億円必要となっており、執行されているのであります。この膨大な経費につきまして、私はかねてから節減合理化を図るべきと主張してまいりましたが、最近におきましてこれに関し節減の検討が進められております。この点は評価するものであります。さらに、総合的に見直しを図るとともに、節減合理化を図れないかお伺いいたしまして、第1回の質問といたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、公共下水道浅羽第1幹線の関係でございます。こちらにつきましては、ただいまお話がございましたように、公共下水道の雨水幹線でございまして、昭和63年1月8日に都市計画決定をいたしまして、その後平成12年に一部計画ルートの変更を行いまして現在に至っております。工事につきましては、お話のように、平成7年度より継続的に施行をいたしております。ご質問の東武越生線より上流部分でございますが、こちらにつきましては事業認可におきまして坂戸市道及び鶴ヶ島市道を占用するルートに絡んでございまして、内径1,500ミリから内径1,800ミリの管渠を布設する計画となっております。

ご質問の開渠方式を取り入れた見直しでございますが、開渠とするためには用地買収の必要性が発生するとともに、家屋を避けるためのルート変更も必要と考えられます。また、現在施行中の一本松土地区画整理事業等の調整池からの流入の受け入れの関係もございまして、この調整池等からの受け入れをするためには、現在施行されております当区画整理の管底で見ましますと、標高で約34.9メートルでございます。なお、この場所の地盤高は標高で39.4メートル、したがって開渠でいきますと、この深さは4.5メ

一ター以上必要と考えられます。

いずれにいたしましても、構造、工法決定に当たりましては、現場条件、施工の安全性、工事費用、並びに付近住民への影響などを考慮いたして決定をしまいたいというふうに考えております。現プランの推進工法が適するものというふうに考えもいたしますが、今後実施に際しましては、技術的な条件、社会的条件をも斟酌いたしまして決定をしまいたいというふうに考えております。

次に、終末処理場運営の委託の関係でございます。これにつきましては、当組合におきましては、水処理センターにつきましては、ただいまお話しのように、2カ所で処理を行っております。平成14年4月からは北坂戸水処理センターと石井水処理センターの運転管理を一括委託といたしまして合理化を図ってまいりました。その後平成14年5月に処理場維持管理等性能発注導入専門部会を当組合内に発足させまして、包括的民間委託導入に向けて具体的な検討を行いました。これによりまして、本年度でございますが、平成15年4月からは物品調達及び水質の日常試験等を含めまして、仕様書発注によりまして包括的委託を導入いたしました。これによりましてより一層の経費節減に努めております。

この結果、2カ所の処理施設に流入してまいります水量は、平成13年度に比べまして平成14年度は4.1%増加しておりますけれども、一方水処理センターの運転管理費につきましては8.5%ほどの減少をさせることができました。

なお、今年度導入いたしました仕様書発注によりまして包括的民間委託に対しましては、まだ初めての試みでございますが、予算上の具体的なメリット等につきましてはまだ検証できていない状況であります。水処理センター勤務職員を13人体制から9人体制への事務的業務の削減を図っております。今後につきましても、包括的民間委託を継続していくとともに、職員一人一人が細心の注意を払い、安全性の高い施設運営に一層努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） それぞれありがとうございます。2回目の質疑をさせていただきます。

浅羽大排水の問題でありますけれども、この二、三年は浅羽七区集落周辺をトンネル工法で進めるということにつきましては、県道等もありまして、だれもが納得するところでもあります。しかし、その先は一帯の畑作地帯であります。人家はほとんどなく、今までは桑園あるいは梅林、野菜等が作付されておまして、その間1,200メートルぐらいあると思うのですが、そういう区域に、しかも農業振興区域に巨大なヒューム管を地下推進工法でメーター当たり100万以上もかけて進めるということは、極めて不自然なことと私は常識的にも考えるものであります。しかも、これに要する経費の試算いたしますと、従来の開削ですと、私の試算ですと、約5.5、6億を見込まれ、トンネルですと、その5倍の20億ぐらいかかるのではなかろうか、こういうふうに試算いたします。補助枠も現在は広がらないために、これでいきますと20年あるいは30年もかかるということが容易に推測されるところであります。

しかも、越生線の南側につきましては水堀周辺のルートにつきましては、この水堀を避けまして下新田の墓地の高いところにルートが設定されておまして、そのために水堀周辺の集水機能というのがなくなってしまうおそれがあると私は判断するのであります。

以上2点の大きな問題を抱えておりますので、今後この計画につきましては十分ご検討いただきまして、

一日も早く計画先の遊水池や鉄砲道への下水管の接続を進めるためには、これらにつきまして全面的に見直し、そして今の水堀排水と調和のとれた自然水路であるべきだと思いますが、これらも含めましてぜひ見直しを図っていただくように、もう一回ご見解をお伺いする次第であります。

また、本年におきまして浅羽集落の日高一川島線の県道部分につきましては、大雨が降りますとすぐその辺が、このルートの付近がすぐ水浸しになるというところではありますが、地元から改善要望も出ていますと聞いております。これらにつきましての対応策はいかがでしょうか。この問題につきましては2点再質疑をさせていただきます。

それから、2点目の処理場の業務委託の関係でありますけれども、お答えにありまして、相当検討が加えられ、大きな節減が図られているというご答弁をいただきました。処理場の経費の大半は人件費と聞いております。処理場の業者が46名これに当たっているということでもあります。最近の物価の変動や社会経済状況を反映いたしまして、この三、四年公務員等の給与も人件費も切り下げられておりますので、これらについての人件費についても公務員並みに給与の引き下げとか、あるいは節減等を図るべきと思いますが、来年度に向けてのお考えについてお伺いいたしまして、2回目の質問とします。よろしく願います。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） それでは、最初の浅羽の第1幹線の関係でございますが、こちらにつきましては、上流部につきましても、土地区画整理事業は先ほど申しましたように事業化されて現在施行されております。それから、それらを含めましてこの幹線のルートの見直しをする必要が生じたために、平成9年3月に浅羽野小学校から上流でございます県道川越一越生線までの全体的なルートの見直しを検討いたしました。その結果、構成市でございます坂戸市並びに鶴ヶ島市と協議を行いまして現在のルートに決定をさせていただいたわけでございます。これらにつきましては、その工事の施工性、家屋の密集度、交通障害等を総合的に判断をいたしまして現在のルートに決定をしたわけでございます。これらにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、今後におきましては技術的な問題、経済的な面、これらを総合的に考慮いたしまして、ご提言の点につきましても検討してまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の県道日高一川島線の排水の問題でございますが、こちらにつきましても今年度の工事で県道日高一川島線まで浅羽第1幹線につきましては工事が進む予定でございます。したがって、埼玉県でございますが、飯能県土整備事務所とこれらの関係につきまして現在打ち合わせをさせていただいておまして、この排水対策につきましても協議の上で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、終末処理場の運転管理の関係でございますが、委託につきましては先ほど申しましたように、包括的民間委託を来年度につきましても実施してまいりたいというふうに考えております。ただいまお話しのように、人件費の割合というものが非常に高いわけでございまして、これからこの業務委託を発注するに際しまして積算を行うわけではありますが、その際につきましては、来年になりますが、国土交通省からそれぞれの職種別の単価が示される予定になっております。これらの単価を十分参考にいたしまして、現在のお話のような給与体系等もございまして、これらを十分参酌いたしまして積算をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） それぞれ適切なご答弁いただきましてありがとうございました。浅羽大排水の問題でありますけれども、これは将来に向けての大きな事業でございます。自然工法を取り入れた水路を計画ルートに入れるとかいうことも含めまして十分検討いたしまして、適切なルート変更あるいは実施が可能な具体的な検討等もしていただきまして見直しを図っていただくようお願い申し上げます。

その他につきましても適切なご答弁をいただきまして、了解するものであります。

ありがとうございました。

○議長（田原教善君） 次に、2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、今回当坂戸、鶴ヶ島下水道組合におけます私の一般質問を行わせていただきます。質問は1項目、高度水処理についてお伺いをいたします。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合といたしまして、去る10月16日、17日と福島県郡山市の猪苗代湖畔、茨城県潮来市の霞ヶ浦にある水処理センターへ有機物や窒素、燐など標準的な下水処理よりさらに高度に除去する高度水処理についての視察を行いました。それに伴いまして当組合の環境、またそれに対する取り組みの現状について以下のとおりお伺いをするものでございます。

（1）といたしまして、水質汚濁防止法改正に伴う規制の強化などの現状についてお伺いいたします。

2点目として、高度水処理導入への見通しについてお伺いいたします。

3点目といたしまして、当組合の水処理センターの現状のインフラの状況についてお伺いいたします。

（4）として、家庭雑排水や肥料などが大きな原因だと言われておりますけれども、有機物や窒素、燐等の主な原因について、当組合としてどのような分析をされているのか、またそれらの予防策について、またそれらの予防策の啓蒙についてどのような取り組みを行っているのか、またとり行おうとしているのかについてお伺いをいたしまして、1問目の質問といたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えいたします。高度水処理につきまして4点の質問につきましてお答えいたします。

まず、初めの1点目でございますが、水質汚濁防止法の関係でございます。水質汚濁防止法の関係につきましては、当初につきましてはカドミウム等の有害物質8項目について規定をされておりました。その後PCB、それからドライクリーニングなどで使われておりますテトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物が追加をされまして、平成5年には湖沼、湾などの閉鎖性水域におきますところの富栄養化の原因とされる窒素、燐が規制対象に加わりました。現在では41項目の排水基準が設定をされております。また、瀬戸内海、それから東京湾などの広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るために、今までの濃度規制に加えまして、昭和55年に有機的な汚濁物質でございます化学的酸素要求量に係ります総量規制制度が導入されました。さらに、来年、平成16年でございますが、4月1日からは窒素、燐に係ります総量規制が施行され、当組合で持っております北坂戸、石井の両水処理センターにおきましてもこの規制対象の特定施設となります。したがって、これらの窒素、燐につきましては、毎日の連続測定を行うことが義務

づけられることとなります。したがって、これらの測定を行うための測定装置の設置を現在進めているところでございます。

続きまして、2番目でございますが、高度水処理の導入の見通しについてでございますが、こちらにつきましては、高度処理導入の今後の見通しでございますが、現時点につきましては、北坂戸水処理センターにつきましては処理水の一部を砂ろ過の方法によりまして高度水処理を行いまして、場内の雑排水、冷暖房のヒートポンプに利用をいたしております。石井水処理センターにおきましても、同様に処理水の一部を砂ろ過いたしまして、場内の雑排水用、それからホテル川などの修景用水、トイレの水洗用に利用をいたしております。今後も環境問題でございます処理水の規制値は厳しくなるものと考えられますので、水質汚濁防止法等関係法令の動向に注意いたしまして施設管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目でございますが、当組合の水処理センターのインフラの状況でございます。水処理センターのインフラについてでございますが、現行では両センターともに標準活性汚泥法の二次処理で水処理を行っております。北坂戸水処理センターは、昭和58年に増設が完了いたしております。当時につきましては窒素、リンの規制がございませんでしたので、除去装置につきましては設置をされておられません。また、石井水処理センターにつきましては、エアレーションタンク内で嫌気好気法によりまして窒素、リンを除去する装置を設置できるような構造となっております。さらに、先ほど申し上げましたとおり、今後につきましては関係法令の動向をよく注意いたしまして、砂ろ過等によりますところの高度処理につきましても検討してまいりたいと考えております。

次の4点目でございますが、家庭雑排水、肥料、こういったものが原因と言われております有機物、窒素、リンの主な原因、これらの予防策、これらの啓蒙関係につきましてはでございますが、下水道に流れ込みます汚濁の原因物質でございますけれども、有機物や窒素、リン等の主な原因は、し尿、それから廃油、合成洗剤などの家庭排水、あるいは薬剤などを含む工場排水などと考えられます。また、当組合の水処理センターへの流入水につきましては、窒素、リンを使用する工場等はその流域にはございません。したがって、高濃度の窒素、リンは検出されておられませんので、生活排水に起因するものと考えられます。これらの予防策、啓蒙についてでございますが、当組合といたしましては、パンフレットですとか、先日立ち上げましたホームページ、これらによりまして油、生ごみなどを下水道に流さないようお願いをしているところでございまして、今後につきましてもこれらの周知啓蒙につきましては努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

まず、1問目の水質汚濁法の改正に伴う規制の強化などの状況について、昭和55年からいわゆるCODの総量規制等が始まって、また同様に今回平成16年、来年度からは富栄養化の原因となる窒素、リン等の連続測定を伴った総量規制が行われるということで、今の答弁の中には出てまいりませんでしたけれども、恐らくまだ平成16年、これ総量規制伴ったといたしましても、当組合の処理水の中では急にそれについて高度処理をしなくても基準的にはまだ余裕が多少あるのかなというふうに認識はしております。しかしながら、今答弁にもありましたように、こういった総量規制厳しくなって、ますますこういったものに対す



る対応が来るとなると、早晩こういう形で高度水処理の整備をしなくては行けないと。今答弁にもあったとおり、インフラにおいては石井水処理場においてはやろうと思えばインフラ的にはその用地というか、機械を設置したりさまざまな工事をすれば対応ができるという答弁でしたので、あとは今後はこれの導入のタイミングとか、石井水処理場一つで北坂戸の処理場の分も賄うような計画も先日伺いましたし、それらのタイミングがうまくいかないと暫定的にかなりの高額インフラ整備を必要としていくということで、今の答弁にもありましたように、もう今後の動向については注視しながら、できるだけ今当市としてもまだ下水の処理面積自体が公共下水道の処理の方の普及の方にまず力を注ぐということが私としては最重要だとは思っておりますけれども、そういったものを兼ねて、財政的なものも考慮しながらしっかりと対応していただきたいと、こちらは要望で結構でございます。

あと、それについての主な原因として工場排水に関しましては、当組合の流域にはこういった窒素、磷を発生するような工場はないという答弁をいただきました。大まかな、主たる原因は家庭雑排水、よく肥料とか言われますけれども、肥料に関しましては直接水路に流れるということで、水処理をしていないこともあって実際には当組合に関係するのはこういった家庭雑排水の対応であります。今もパンフレットやできたばかりのホームページでまたそういった啓蒙については行っていくというご答弁ございましたけれども、これに関しましても、例えばCODの値が油をこれだけ捨てればこれだけ上がるとか、また窒素、磷にはこれだけの影響があるとか、そういった具体的な数値も含めた、より市民がわかりやすい形でのそういった啓蒙をして、自分たちのそういった自然環境はまず自分たちの家庭から守るということをもっと周知徹底を当組合としても努力していただきたいと思っております。

以上で私の質問といたします。

○議長（田原教善君） 次に、8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺由香子でございます。

まず、一般質問を始める前に、10月、先月の議会におきまして病気のため欠席をし、皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことおわび申し上げます。10月の議会に提出をさせていただきました一般質問を改めて今議会ですべてさせていただきます。

鶴ヶ島市の下水道の状況は、最終発表で49%という状況で、下水道の完備については本当に完備をされていない随所の市民からの大きな要望となっております。その中でもわけても鶴ヶ島市内、今回私が一般質問をいたします鶴ヶ島市内、一本松土地区画整理地内の排水対策について、これはもう本当に待ったなしの状況となっております。しかしながら、この問題は過去にも多くの議員さんによって質問がなされたことと思っております。そこからさらに時間が経過していること、また経済の状況や社会の状況がどんどん変化してきている、そしてまたそこに住む人々の加齢も進んできている、そんな中で当下水道組合の方に率直なご意見を伺うものです。

平成4年にスタートした一本松土地区画整理事業については、さまざまな原因から遅々として進まず、2度にわたり、平成8年に5年の延長、平成15年に工期をさらに10年延長するという2度にわたる事業年度を延長したわけですが、完成の見通しはつかないという状況にあると思われまます。現在移転全923戸中、契約ベースでいっても134戸の移転しか終わっていないという状況です。そんな中で区画整理事務所長も今9月の定例議会の平成14年度の区画整理の決算についての質問に答えて、住民の最も切実な要求は排水

の問題であると、道路をつくるとかそういうことではなくて、本当に排水の問題が切実であるというふう  
に感じているというふう述べられました。住民は毎日毎日の排水に苦勞し、そして疲れ、私どもの方へ  
も悲痛な訴えが寄せられているところです。事務所の方にも電話や、それから事務所の方に来て何とかし  
てほしいという声かふえています。その事務所長の答弁の中には、下水道組合ともよく相談をし、既存の  
排水管の利用などできないかどうか、今後取り組んでいくというご答弁も今までになく出てきたところ  
です。そこで、私は鶴ヶ島の議員としては、何としても一度この下水道組合さんにこのことをお尋ねしな  
いわけにはいかないなというふう決意をしたところです。

1 問目としまして、一本松土地区画整理地内の排水について、構成市と下水道組合との話し合いが行わ  
れていると思いますが、その時期、内容についてお示しください。

2 番目としまして、下水道組合から見て現状のまま排水対策にのみ視点を絞って住民の切実な願いに  
こたえることが可能とお考えでしょうか。可能性があるとするれば、その方法等について具体的にお示しを  
いただければと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

区画整理事業地内におきますところの排水対策の関係でございます。まず、1点目でございますが、こ  
ちらにつきましては、土地区画整理事業施行者とこの施行者が定めます区画整理の事業認可を得るための  
事業計画でございますが、これを策定する段階におきまして公共下水道の汚水、雨水の処理計画につつま  
しての打ち合わせを行っております。その後平成4年4月から平成7年11月までの間に4回ほど区画整理  
事業地内の汚水幹線でございます中央幹線の、中央幹線と申しますのは污水管の幹線でございますけれど  
も、この中央幹線の工事計画等につきまして協議をしたところでございます。その後におきましても協議  
を重ねながら各事業を進めさせていただいております。ちなみに申し上げますと、平成8年2月に一本松  
土地区画整理事業地内を下水道認可区域に編入いたしました。これとあわせまして下水道の汚水幹線で  
ございます中央幹線3,080メートルを事業認可区域に追加いたしました。さらに、平成11年8月には汚  
水幹線といたしまして新田幹線561メートルを事業決定いたしました。これらの結果、協議を行って事業  
を進めておるわけでありまして、この結果でございますが、中央幹線につきましては平成8年度から平成  
10年度までの3カ年間で、鶴ヶ島市でございますが、和田橋からこの現在施行いたしております区画整理  
事業地内の境でございますけれども、鶴ヶ島市立西中学校までの間約1,900メートルを工事を完成させま  
した。新田幹線につきましては、平成11年度から平成12年度までの2カ年で完了いたしております。なお、  
区画整理事業地内の下水道整備につきましては、中央幹線以外の面整備の管、それから雨水管につつま  
しては、区画整理事業施行者が実施することとなっております。平成10年6月18日にはこの施行につつま  
して協議書を締結いたしまして、区画整理事業施行者と下水道組合との相互協力して取り組んでいるところ  
でございます。

続きまして、2点目の関係でございますが、こちらにつきましてはご案内のように、土地区画整理事業  
につきましては減歩方式によりまして道路、公園等の公共施設を整備をいたしまして、これによりまして  
各宅地の区画形質を変更し、宅地の利用価値を増進させる事業でございます。これらのためには関係権利

者の協力と合意が事業進捗の大きなファクターであるというふうに言われております。当下水道組合とい  
たしましても、冒頭お話しを申し上げましたとおり、この区画整理事務所長とさらに連携を密に図りまし  
て、これらの事業に対しまして対応することが最も大切なことと思っております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） ご答弁ありがとうございました。

そこにお住まいの方々、まず行きどまりになっている私道を、20筆ぐらいに分かれているものだからな  
かなか市へ寄附採納するとかという意見もまとまらないまま、行きどまりになっているために市からその  
道路の舗装をしていただくということもできない状況のまま、まず雨が降るとその道路だけでもぬかるみ  
がひどくて、コンクリートで舗装された道路に出るまでにもう大変な思いをすることが雨が降った  
ときに言われて、行ってみまして本当に大変な状況だと。そこは道路に関しては一度改良を市にお願  
いして図っていただいたりしたのです。それで、その要求は何とかなったかなというふうに思って帰ろう  
としたときに、本当に女性の方々何人かがもう私の腕をつかまえて、ちょっと待ってということで、それ  
でとにかくその排水の問題がどんなふうな状況か聞いてほしいということで、洗濯をした水が流せない、  
お米のとき汁も流せない、既にもう狭い庭の中には4カ所も5カ所も穴が掘ってあって、それでもうこれ  
以上掘ったら家が傾いてしまうという状況だ。それで、その掘ったところはもうすぐに目詰まりをしてし  
まうので、お米のとき汁も流せない。それをバケツにためて畑まで捨てに行く、こんなことが毎日毎日行  
われているのだと。それで、土地区画整理以外には方法がないというふうに今のところは思っていて、だ  
から土地区画整理にはその事業に反対をしないでくれというふうに言われたわけです。それで、だけれど  
も実際には土地区画整理もうさまざま事情があってなかなか進まない。そうすると、そこにお住ま  
いになった方が、もう今時点で毎年毎年お一人ぐらいずつ亡くなっていくという状況があると。そうす  
ると、やはりそこに住んでいる方は生きていううちに市が何とかしてくれるということを本当に望みたい  
と。そういうことで今その協議も重ねてきて、こうこうこういうふうにしてやってきたというその今まで  
の取り組みをお話しいただいたのですけれども、これから先を考えたときに、本当にやっぱり排水、下水、  
そこに住む人たちの希望をかなえて、この事務組合は隣接する坂戸市さんと一緒の組合ですから、そこ  
でもうちょっと住民にとってよりよい対策をとることができないのかどうかということで、市の方でもた  
びたびその一般質問等行われていますけれども、ここはもう本当に専門の下水道組合ですので、いま一度  
もう少し前向きのご答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、再答弁願います。

○事務局長（田中浅男君） 今お話しした区画整理事業施行中におきますところの排水、下水道の関係でござ  
いますけれども、先ほど申しましたように、土地区画整理事業につきましては都市計画事業で行われてお  
りまして、やはり将来を見越しまして道路、公園、公共施設を整備して、これに伴って当然各個人が所有  
いたしております宅地の利用が図られる、利用が増進されるというようなことで進められておる事業でござ  
います。したがって、そのためには道路網が変わりますし、それから先ほど申しましたように、各  
宅地の位置、区画形質が変更されます。これらの計画が進められている中で現状の道路網、それから現状  
の宅地の形状、これによりまして下水道を整備するということとなりますと、この事業、区画整理事業の

進捗に相当な影響が出ますし、これは整合しない都市計画になってしまうわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、下水道組合といたしましては、ただいまのお話の事情はよくわかるわけでございますけれども、今後につきましてもこの区画整理事業の施行者でございます、直接的には区画整理事務所でございますので、そちらの方と現在までも連絡をとり合いながらこの下水道、排水の整備につきましても私どもで、組合でやるべきことにつきましてはこの事業に支障がないように進めてまいっておりますが、今後につきましてもその辺のところにつきましては区画整理事務所とよく連絡をとりまして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 小寺です。

3回目になりますので、今ご答弁いただいたように、土地区画整理事務所とよく話し合っただけということですが、土地区画整理を前提ということではなくて、住民の今置かれている状況を前提としてぜひ話し合っただけのように要望をさせていただきたいと思っております。そして、権利者の方々の声も、道路よりも排水なのだと言っているという、それから今決算議会では珍しく区画整理の所長からも下水が優先でなければいけないというようなニュアンスを含めたご答弁があり、下水道組合とも話し合っただけという、そういう言葉が何回も出てきたその答弁の中身ですので、ぜひ住民の立場に立った下水道の工事の進捗をよろしく願って私の一般質問を終わります。

○議長（田原教善君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（田原教善君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合の一般会計補正予算（第2号）を定める件のほか重要議案が提出されまして、議員の皆様には慎重ご審議をいただきまして採決をいただきました。まことにありがとうございます。全員協議会で1点提案のありました件は、引き続き調査、検討ということにさせていただきたいと思っております。そのほかはいろいろいただきましたので、ご協力をありがとうございました。感謝を申し上げます。

まだ暮れもあと2週間割ってしまいましたけれども、各議員の皆様におかれましては十分にご自愛いただきまして新しい年を迎えられますよう祈りたいと思っております。

簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（田原教善君） 管理者からごあいさつをお願いします。

管理者、お願いします。

○管理者（伊利 仁君） 平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は早朝より本議会を開催をいただきまして、ご提案申し上げましたそれぞれの案件につきまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりの可決、ご承認を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、ご質問等の過程の中におきましてそれぞれ議員各位から貴重なるご示唆、ご提言を賜りました。私どもは議会の意を最大限に尊重をさせていただきまして、今後とも下水道事業の安定、また安全管理につきまして万全の体制を整えていく決意でございますので、今後におきましてもよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

なお、あと数日で年が改まります。寒さも一段と厳しさを増してまいります。どうぞご自愛を賜りまして、来るべき年が議員各位にとりましてよき年でありますように、そして新しい年を迎えますますのご活躍を心からご祈念いたしまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（田原教善君） ありがとうございます。



### ◎閉会の宣告

（午前11時03分）

○議長（田原教善君） これをもちまして平成15年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。散会いたします。